

市立神功こども園 移管先法人公募に係る質問に対する回答（令和8年10月15日時点－②）																																	
No.	項目	該当ページ・番号	質問内容	回答																													
1	基本事項	募集要項 P.1 1 募集の目的 7 移管の基本原則（2）	・移管後の施設類型（公私連携型との関係）について 募集要項7(2)では、移管後の本園は「認定こども園法第2条第7項の規定に基づく『幼保連携型認定こども園』として本市が認可する」とされています。移管後の本園は、同法第34条に規定する公私連携幼保連携型認定こども園ではなく、本市と協定を締結したうえで運営する私立の幼保連携型認定こども園という位置付けとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。																													
2		募集要項 P.2 4 移管後の名称 別紙2 P.1 名称及び所在地	・園の名称の継続期間について 移管後の名称は「神功こども園」とされています。この名称は、協定期間（令和17年3月末まで）中に限り継続が必要なものでしょうか。それとも、協定更新後も含めて継続し、変更はできないという理解でよろしいでしょうか。	公立園からの移管として、長年にわたり愛されてきた園名称については、協定の更新後も変更できません。																													
3		募集要項 P.3 7 移管の基本原則（1） 別紙2 P.5 協定期間	・協定期間満了後の本市との関係について 募集要項では、初回の協定の有効期間は6年とし、期間満了後は原則、協議の上で協定を更新するとされています。更新後の協定においても、現在の協定書（案）に定める諸条件（保護者負担の水準、行事、三者協議会等）が引き続き適用されるのでしょうか。また、更新後の本市と法人の関係は、一般の私立認定こども園と同様になるのかご教示ください。	公立園から移管を受ける施設であり、一般の私立認定こども園とは異なる取扱いが継続されます。市所有地の貸付けや募集要項及び協定書等に定める様々な移管の条件等を前提としているため、協定更新後も、引き続き市との間で協定を締結します。																													
4	給食	別紙1 P.2 3 給食に関すること（1）	・給食調理業務の委託について 別紙1の「自園調理方式」について、自園の調理室で外部の給食事業者が調理を行う方法（調理業務の委託）も認められるでしょうか。	認められます。																													
5	職員	－	現在の神功こども園の職員数や配置状況などをご教示ください。	神功こども園の職員配置については、以下のとおりです。 <table><tr><th colspan="4">R8. 10. 1時点</th></tr><tr><th>区分</th><th>職員区分</th><th>補職</th><th>職員数</th></tr><tr><td rowspan="4">常勤</td><td rowspan="4">一般職</td><td>園長</td><td>1</td></tr><tr><td>副園長</td><td>2</td></tr><tr><td>保育教育士 (子育て支援担当1名を含む)</td><td>20</td></tr><tr><td>調理員</td><td>1</td></tr><tr><td rowspan="4">非常勤</td><td rowspan="2">フルタイム会計年度任用職員</td><td>保育教育士 (特別支援教育支援員4名を含む)</td><td>12</td></tr><tr><td>調理員</td><td>1</td></tr><tr><td rowspan="2">パートタイム会計年度任用職員</td><td>保育教育士</td><td>14</td></tr><tr><td>保育補助 事務補助</td><td>1 1</td></tr></table> ※その他、シルバー人材センターより用務員、事務補助の派遣があります。	R8. 10. 1時点				区分	職員区分	補職	職員数	常勤	一般職	園長	1	副園長	2	保育教育士 (子育て支援担当1名を含む)	20	調理員	1	非常勤	フルタイム会計年度任用職員	保育教育士 (特別支援教育支援員4名を含む)	12	調理員	1	パートタイム会計年度任用職員	保育教育士	14	保育補助 事務補助	1 1
R8. 10. 1時点																																	
区分	職員区分	補職	職員数																														
常勤	一般職	園長	1																														
		副園長	2																														
		保育教育士 (子育て支援担当1名を含む)	20																														
		調理員	1																														
非常勤	フルタイム会計年度任用職員	保育教育士 (特別支援教育支援員4名を含む)	12																														
		調理員	1																														
	パートタイム会計年度任用職員	保育教育士	14																														
		保育補助 事務補助	1 1																														
6	引継・共同保育	別紙1 P.5 8 移管準備に関すること 別紙5 P.1 第5条	・引継ぎ経費の補助について 別紙1では、引継ぎの実施に係る経費の一部を本市が定める範囲で補助する予定とされています。補助の根拠となる要綱（予定を含む）、補助の対象経費および補助額（上限額・補助率）について、現時点でお示しいただける内容をご教示ください。	引継ぎ経費の補助については、引継・共同保育を行った時間に係る経費に対し、予算の範囲内で交付する予定です。ただし、本補助金は、市議会の予算承認が必要なため、下記の金額や上限は予定（昨年度実績）となりますので、参考にご確認ください。 （補助単価） ・園長：1,780円 ・副園長・主幹保育教諭等：1,650円 ・保育教諭等：1,370円 ・看護師：1,710円 （支給上限（時間数）の目安） ・4月～12月：320時間（※保育教諭等は対象外） ・1月～3月（共同保育期間）：480時間 ・看護師：240時間																													
7		募集要項 P.1 2 移管予定施設 別紙7 P.1 1 神功こども園の概況について	・現園舎の解体・跡地利用について 移管後、現在の神功こども園の乳児棟（UR都市機構所有）および幼児棟（本市所有）は解体される予定でしょうか。解体後を含め、両敷地の利用計画があればご教示ください。	乳児棟については、解体後、敷地をUR都市機構へ返却予定です。幼児棟については、解体含め跡地活用は未定です。																													

8		募集要項 P.3 7 移管の基本原則 (3)	現在造成工事中の開発区域において、新園舎建設予定地以外の敷地で予定されている建築工事について、工事名称、予定時期（着工・完了）及び工事車両の動線・出入口等、こども園の整備計画や安全確保に関係する範囲をご教示ください。	現時点で提供可能な開発協議図面等が敷地全体の計画となりますが、内容等は今後変更となる可能性があります。 なお、新園舎建設予定地以外の建築工事の詳細については、当課では把握しておりません。法人決定後、こども園の整備計画を進める中で、造成事業者や関係者と必要な協議を行ってください。工事車両の動線等については、回答（NO.13）を併せてご確認ください。
9		募集要項 P.3 7 移管の基本原則 (3) 別紙7 P.1 1 神功こども園の概況について	新園舎建設予定地に関する図面等について、CADデータの提供は可能か。また、記載面積に調整池、防火水槽、法面、通路等が含まれるか、第三者の通行・管理等のために使用制限が生じる範囲があるかをご教示ください。	現時点で提供可能な図面等は、PDF形式となりますのでご了承ください。記載面積に調整池等の面積が含まれるかについては、開発協議図面等をご確認ください。ただし、内容等は今後変更となる可能性があります。また、第三者の通行・管理等のための使用制限等については、現時点において、資料提供した図面等に示されているとおりであり、図面以上の使用制限等については、法人の責任において、造成事業者や関係者等へ確認を行ってください。
10		募集要項 P.3 7 移管の基本原則 (3) 別紙7 P.2 2 新園舎建設予定地及び建設時期について	旧校舎の解体範囲、残存基礎・杭・埋設管等の有無、既存地盤調査、切盛土・締固めの記録及び造成地盤の品質確認資料をご提供ください。土壌汚染・埋蔵文化財について把握済みの調査結果又は協議条件があれば併せてお願いします。引渡後に従前利用に由来する地中障害物等が判明した場合の対応主体、費用負担及び工期調整の取扱いをご教示ください。	個別に提供した開発協議図面等以外の図面等の提供は現時点では対応いたしかねます。詳細については、法人決定後に所管課等へご確認ください。また、こども園建設に必要な調査や整備等については、法人負担により実施してください。万が一引渡後に地中障害物等が判明した場合の対応等については、引き渡し時の契約等の定めに基づき、全て法人負担により対応いただきます。
11		募集要項 P.3 7 移管の基本原則 (3) 別紙7 P.3 5 その他留意事項 (5)	本敷地について、用途地域、建蔽率・容積率、高さ・防火・景観等の制限、建築基準法上の道路及び敷地設定に関し、市の造成事業で整理・協議済みの条件をご提示ください。こども園の建設に当たり、既存開発協議の変更で対応する事項と、法人が別途行うべき開発・建築等の協議事項及び窓口をご教示ください。	新園舎建設予定地における各種制限等については、開発協議図面等及び関係各課へご確認ください。また、こども園建設に関する開発協議の変更は想定しておりません。再度、開発協議を実施する場合は、必要に応じて法人の責任により適切にご対応ください。
12	施設整備	別紙7 P.2 3 雨水流出抑制施設の設置について 5 その他留意事項 (1)	調整池の位置、平面形状、面積及び方式について、既に決定している条件はありますか。安全性・維持管理性を確保することを前提に、地下貯留式、駐車場下の貯留、浸透施設との併用等を法人から提案できますか。また、園庭下への地下貯留施設の設置及び通常時に園庭として利用する地表面貯留方式の可否と、園庭面積への算入条件をそれぞれご教示ください。	調整池の整備については、募集要項等に定める条件等を遵守した上で、ご提案いただくことが可能です。また、地表面貯留方式の可否及び園庭面積への算入については、建築基準法や認可基準等を満たし、支障がないと認められるものであれば可能です。
13		別紙7 P.2、3 4 地域・保護者等への説明について 5 その他留意事項	・工事中の安全確保 工事中における園児、職員、送迎車両及び工事車両の動線分離について、市が求める安全対策や条件はありますでしょうか。仮囲い、騒音、振動、粉じん、工事時間帯等に関する基準もご教示ください。	工事中における安全対策や条件につきましては、募集要項 別紙7の4及び5のとおりです。 また、本開発による工事車両の動線につきましては、西側から入場し東側へ抜ける経路とすることが地元同意により決定しております。地元説明資料について、質問があった法人に対し個別に資料提供しますのでご確認ください。なお、こども園建設工事においては、この動線計画等を参考に、工事中の安全確保及び周辺環境へ配慮した工事計画を作成し、近隣住民へ説明等を実施してください。
14		別紙7 P.2、3 4 地域・保護者等への説明について 5 その他留意事項 (2)	完成後の接道状況と、送迎車・搬入車・工事車両に使用できる出入口の位置・幅員、出入口増設の可否をご教示ください。周辺道路の交通処理、歩道切下げ、登下校動線及び東側サグラウンドへの児童動線について、市が道路管理者・警察・学校・地域と協議済みの条件があればご提示ください。交通計画上、応募提案に必ず反映すべき事項もお願いします。	令和8年10月9日回答（NO.7）ご確認ください。
15		別紙7 P.3 5 その他留意事項 (1) 資料2 P.3、5	「1,500㎡以上の面積を有する園庭を一つ以上」は、地上の連続した一団の園庭として確保する理解でよろしいでしょうか。築山、樹木・植栽、菜園、固定遊具、プール、屋根付き屋外遊び場等の面積算入の可否と、算定上除外すべき部分をご教示ください。乳児・幼児の安全確保のために園庭内を柵等で区分した場合の取扱いをお願いします。	ご認識のとおり地上の連続した一団の土地として1,500㎡以上の園庭を一つ以上確保していただくことを条件としています。その他の質問内容については、令和8年10月9日回答（NO.5）回答をご確認ください。

16	別紙7 P.3 5 その他留意事項 (2) 資料2 P.3、5、6	児童送迎用の20台以上は、職員用・業務用の駐車区画を除き、送迎専用として常時確保する台数との理解でよろしいでしょうか。送迎用の車椅子使用者用区画を20台に含めることの可否、職員用駐車場の取扱い及び敷地内待機スペース等について、市が求める数値条件や既存の送迎実態・ピーク時利用台数の資料があればご提示ください。	ご認識のとおり、職員用や業務用の駐車区画とは区分し、保護者の送迎用として常時利用できる台数として確保していただくことを前提としています。また、現在の送迎実態等については、約20台の駐車場を100名程度が利用しており、朝は8時30分頃、夕方は16時～17時頃にピークを迎えます。日によっては、夕方の混雑時には駐車場が満車となり、道路上に数台待機する状況も見受けられます。その他の質問内容については、令和8年10月9日回答（NO.9）をご確認ください。
17	別紙7 P.3 5 その他留意事項 (3)	既存防火水槽の位置、容量、深さ、構造、点検口・採水口及び配管が分かる図面をご提供ください。上部の駐車場・園庭利用、建物や基礎との離隔、消防車両の進入・活動スペース、移設の可否について、消防当局と協議済みの条件があればご提示ください。併せて、地域の防火設備としての維持管理、点検・修繕及び費用負担の区分をご教示ください。	既存防火水槽に関する図面等については、お問合せをいただいた法人に対し、個別に資料提供します。また、防火水槽の維持管理等については、消防局所管課が実施します。その他、詳細事項については、関係者等へ確認を行ってください。